熊労基発0806第7号
令和8年8月6日

各　位

熊本労働局労働基準部長
（公印省略）

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）

平素より、労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震により大きな被害が発生しており、今後、がれきの処理や建築物の解体・改修工事を実施する際に、石綿の飛散や吹き付けられた石綿等が露出する可能性があることから、労働者へのばく露及び大気への飛散への対策を徹底する必要があります。

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づき、事業者は労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策を講じる必要があります。

特に、石綿則第6条により、吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所に集じん・排気装置を設け排気を行うこと、石綿除去等作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること、石綿除去等作業場所及び前室を負圧に保つこと、作業開始後速やかに、又は集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他変更を加えたときは集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検すること、並びに作業開始前及び作業中断したときに前室が負圧であることを点検すること、これらの点検を行った場合で異常を認めたときは作業を中止して補修等必要な措置が、それぞれ義務付けられています。

4　吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排気装置の保守点検については、指針及びマニュアルを参考に、維持管理の徹底等を図ること。

5　石綿含有成形板等又は石綿含有仕上げ塗材の除去等作業について

石綿含有成形板等又は石綿含有仕上げ塗材の除去等作業においても、切断や破砕作業により石綿が飛散するおそれがあることから、指針及びマニュアル等を参考に、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止を図ること。

※1：「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号）
https://www.mhlw.go.jp/newinfo/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/kou_teki4.pdf

※2：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和８年４月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

※3：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第４版）」（令和８年４月 環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/hisanboushi-ver4.pdf